

新潟県条例第36号

新潟県災害救助条例の一部を改正する条例

新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（救助の種類等）</p> <p>第3条 救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>炊き出し</u>その他による食品の給与</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の<u>供与</u></p> <p>(4) <u>被災した住宅</u>の応急修理</p> <p>(5) <u>被災者の救出</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに<u>法第4条第1項第7号</u>及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第8条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（救助の種類等）</p> <p>第3条 救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>たき出し</u>その他による食品の給与</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の<u>設置</u></p> <p>(4) <u>災害にかかった住宅</u>の応急修理</p> <p>(5) <u>災害にかかった者</u>の救出</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに<u>法第23条第1項第7号</u>及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第8条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。